

基本計画（案）

目次

基本計画

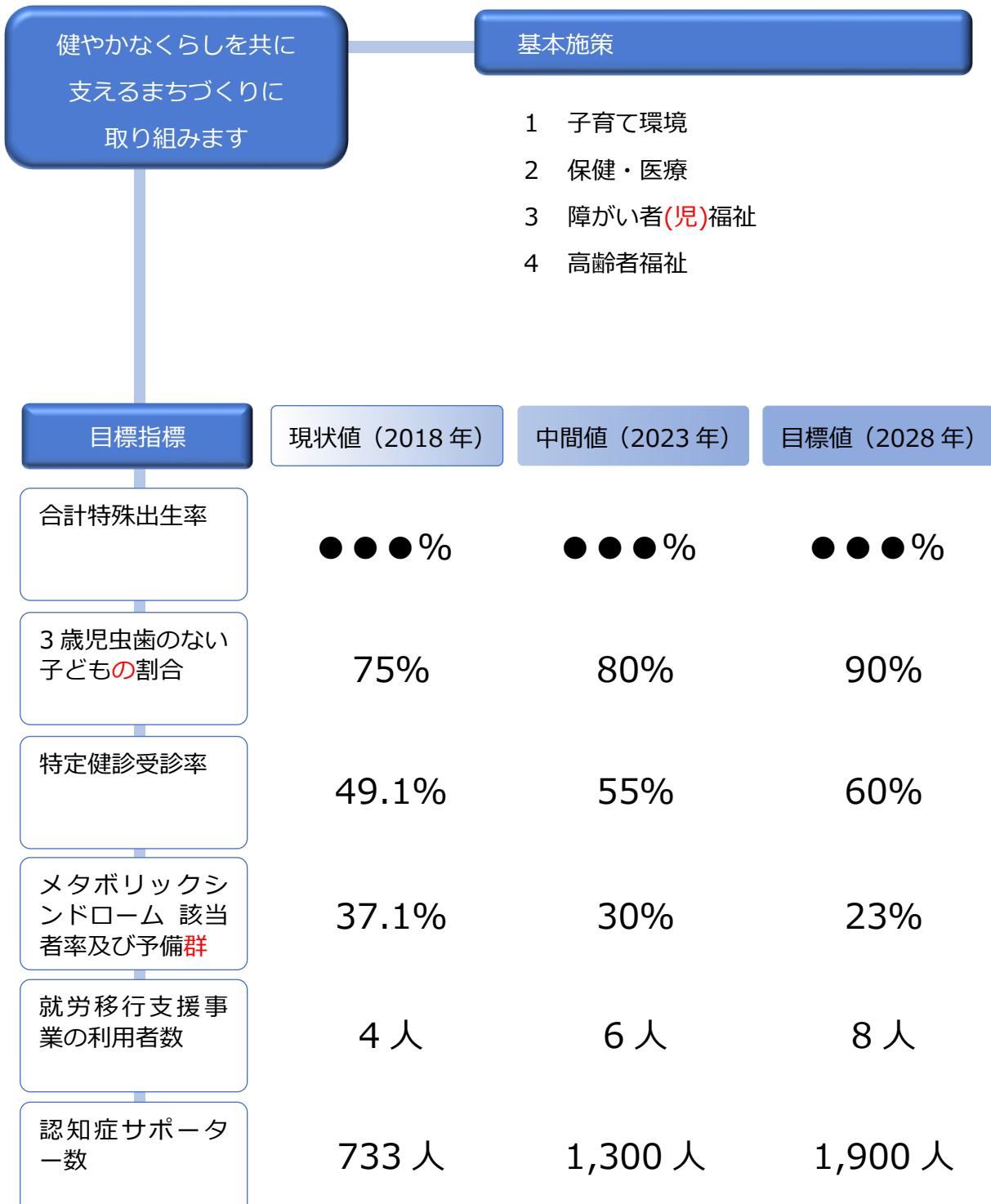
| | |
|--|----|
| 第1章 健やかなくらしを共に支えるまちづくりに取り組みます | 1 |
| 1-1 子育て環境 | |
| 1-2 保健・医療 | |
| 1-3 障がい者(児)福祉 | |
| 1-4 高齢者福祉 | |
| 第2章 地域の資源を生かした産業の振興と 活力あふれるまちづくりに取り組みます | 7 |
| 2-1 農林水産業 | |
| 2-2 商工業 | |
| 2-3 観光・交流 | |
| 2-4 定住 | |
| 第3章 のびのびと学び、夢と志を育むまちづくりに取り組みます | 15 |
| 3-1 学校教育 | |
| 3-2 生涯学習 | |
| 3-3 文化財 | |
| 3-4 スポーツ・レクリエーション | |
| 第4章 快適な生活を支える、 コンパクトで安全・安心なまちづくりに取り組みます | 23 |
| 4-1 防災・減災 | |
| 4-2 防犯 | |
| 4-3 交通安全 | |
| 4-4 都市整備 | |
| 4-5 公共交通 | |
| 4-6 上下水道 | |
| 第5章 質の高い持続可能なまちづくりに取り組みます | 32 |
| 5-1 環境保全 | |
| 5-2 廃棄物・循環型社会 | |
| 5-3 地域コミュニティ・協働 | |
| 5-4 行財政運営 | |

第1章

健やかなくらしを共に支える

まちづくりに取り組みます

【施策体系】



【現況と課題】

- ・ 子育て環境の向上に向けて児童館、子育て支援センター、山下第二小学校児童クラブ等の機能を備えた「こどもセンター」を平成28年度に開所し、町の子育て拠点として多くの方々に利用されています。
- ・ 今後は、子育て拠点施設の利便性の向上を図り、更なる利用者拡大に向けた取り組みを実施する必要があります。
- ・ 「つばめの杜保育所」の入所希望者数の動向を踏まえ、町内私立幼稚園や民間事業者を含めた子育て支援事業者との連携強化を図るとともに、地域住民と連携した地域ぐるみでの子育て支援事業への取り組みを拡大する必要があります。
- ・ 経済的に困窮した家庭等が増えており、子どもの適切な医療機会の確保と子育て世帯の経済的負担軽減を図る必要があります。
- ・ 地域と学校を結ぶ協働教育が円滑に推進されるよう、組織づくりや活性化を図り、地域人材の育成及び学校支援の仕組み作りを構築するとともに、地域と学校が一体となって、児童生徒の見守り活動や学校周辺の環境整備が求められています。

【施策の基本方向】

子どもの成長に応じた多様な子育てニーズに対応する、きめ細かなサービスが充実したまちづくりを進めます。

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

- ・ 子育て支援センターにおける地域の子育てに関する相談・交流の促進や利用者の保育ニーズに対応した一時預かりやファミリー・サポート・センター事業など、多様な子育て支援サービスの充実を図ります。
- ・ 既存の町内私立幼稚園や子育て支援団体等との連携、強化を図り、地域の子育て環境の拡充を図ります。

(2) 母親と乳幼児等の健康の確保・増進

- ・ 母子の健康の確保・増進に向け、各種の乳幼児健康診査や相談・指導等を推進するとともに、食育の推進や思春期保健対策、小児医療の充実を図ります。
- ・ 高校生までの医療費助成を継続して実施するとともに、さらに給付制度の拡充に向けて検討します。

(3) 子どもの健やかな成長を支える環境の充実

- 子育て拠点施設を中心とした子どもの健やかな成長を支える環境の有効活用を図ります。

(4) 子どもの安全・安心の確保

- 関係機関・団体との連携により、交通安全対策や犯罪等の被害から子どもを守るための活動等を推進し、子どもの安全確保に努めます。
- 要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待防止対策の充実をはじめ、ひとり親家庭等の自立支援施策の推進、障がい児施策の実施等、要保護児童と家庭に対するきめ細かな取り組みを推進します。
- 児童クラブにおいて、小学校児童の放課後等の安全・安心な生活環境を支援していきます。

(5) 家庭・地域の連携による教育力の向上

- 家庭教育に関する講座・教室等を開催し、情報メディアを活用するなど子育てに関する学習の機会を提供するとともに、広報活動などによる情報提供を充実しながら、家庭における教育力の向上を図ります。
- 子育てサポーターの養成等により、家庭と地域が連携し、地域ぐるみで子どもを育む環境を整備します。

(6) 健全な社会環境づくり

- 関係団体と連携し非行の防止や有害環境の浄化等に関する活動を促進するとともに、広報・啓発活動の推進等を通じて地域における声かけ運動やあいさつ運動等を促進し、健全な社会環境づくりを進めます。

(7) 青少年の健全育成活動推進体制の充実

- 青少年健全育成に取り組む団体の育成を図るとともに、家庭・地域・学校・行政等が一体となった青少年健全育成のネットワークづくりを進めます。
- 青少年の体験・交流活動や地域活動、ボランティア活動等への参画機会の充実を図り、積極的な参画を促進します。

【現況と課題】

- 妊娠、子育てに不安を持つ人も多く、妊娠期から切れ目のない相談支援を実施できるよう、必要に応じて関係機関と連携した体制の整備を図る必要があります。
- 各種健(検)診の未受診者による疾病の重症化等がみられることから、医療費の抑制を図るためにも、健(検)診受診の普及啓発や受診勧奨を行い、早期発見、早期治療への結びつけが必要です。
- 生活習慣に起因する肥満や虫歯、高血圧性疾患の増加など課題も多く、乳幼児期から継続的した運動・食生活の支援が必要です。
- 震災により町民を取り巻く環境は大きく変化し、不安や心配を感じている人も少なくないため、積極的にこころのケアを行っていく必要があります。

【施策の基本方向】

予防に重点をおいたこころと身体の健康づくりの推進により、子どもから高齢者まで元気で健やかに暮らせるまちづくりを進めます。

(1) 健康的な生活習慣づくりの推進

- 母子手帳交付時から継続した支援を行えるよう子育て世代包括支援センターにおいて、訪問や相談、講座等を定期的に開催し、母と子の健康づくりを推進します。
- 疾病を予防するための予防接種や疾病の早期発見・早期治療に向けた各種健(検)診への受診を呼びかけるとともに、各種健診メニュー、健康づくり事業の充実を図ります。特に対策が求められているメタボリックシンドロームや虫歯罹患については、重点的に改善を図ります。
- 生涯にわたりこころの健康を保てるように、各世代の特徴を踏まえたこころの健康づくり事業を推進します。

(2) 健康づくり支援体制の整備

- 健康づくり地区組織や関係団体との協働により地域での健康教室や健康相談などに積極的に取組んでいくことで、地域ぐるみの健康づくりを推進します。

(3) 地域医療体制の整備

- 本町医療の拠点病院である宮城病院の診療機能の維持・向上を図りながら、町内医療機関との連携を強化し、地域医療体制の整備を推進します。

【現況と課題】

- 重度の心身障がい者(児)とその家族の経済的負担を軽減し、自立した日常生活や社会生活ができるよう、医療費助成や自立支援、福祉タクシー利用助成等を実施してきたが、障がい者(児)とその家族の安定的な生活を確保するためにこれら事業の継続が必要です。
- 障がい者(児)が住み慣れた地域で、自立し安心して暮らすことができるよう、就労を含めた日中活動ができる場の仕組みづくりが必要です。
- 障がい者(児)の高齢化・重度化や「親なき後」を見据えながら、地域で安心して暮らせるために、どのような機能をどれだけ整備していくか、既存のサービスの確認やニーズ調査の継続が必要です。

【施策の基本方向】

障がい者(児)も健常者も誰もがともに支え合い豊かに暮らせるまちづくりを進めます。

(1) 障がい者(児)施策の総合的推進

- 障害福祉サービスの充実、相談支援体制の整備、地域生活支援事業の推進等、新たな事業体系における障がい福祉サービスの提供など関係機関と連携を図ります。

(2) 広報・啓発活動等の推進

- 共に暮らせる社会を目指し、障がい者(児)への理解を深めるための広報・啓発活動、福祉教育、交流事業の推進とともに、障がい者(児)団体の活動支援に努めます。

(3) 療育支援体制の充実

- 幼児期から福祉や教育などの関係機関と連携を図りながら、個々の状況にあたったきめ細やかな療育支援を実施します。

(4) 就労機会の拡大と社会参加の促進

- 関係機関との連携により、相談機会の充実や事業所への啓発に努めるとともに、福祉的就労の場の確保を図り、障がい者(児)の社会参加を促進します。

【現況と課題】

- ・ 高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるように、各種健康づくり事業や介護予防事業の実施、健全な介護保険事業の運営の継続が必要です。
- ・ 高齢化の進行と共に一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加が見込まれ、高齢者の生活を支える多様な主体が協力、連携し高齢者の暮らしを見守り、支える仕組みづくりが必要です。
- ・ 生活習慣病や要介護状態の予防と地域の交流促進を目的に、健康づくり運動の普及や町独自事業としての通所型サービスの普及に努めてきたが、参加者の増加と新たな介護予防ボランティアとなる人材の育成が必要です。

【施策の基本方向】

高齢者が地域で安心して、いきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

(1) 高齢者施策推進体制の充実

- ・ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の実施状況の点検・評価を行い、推進体制の強化を図ります。

(2) 介護保険サービスの提供

- ・ 民間事業者と連携して在宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービスの提供に努めます。

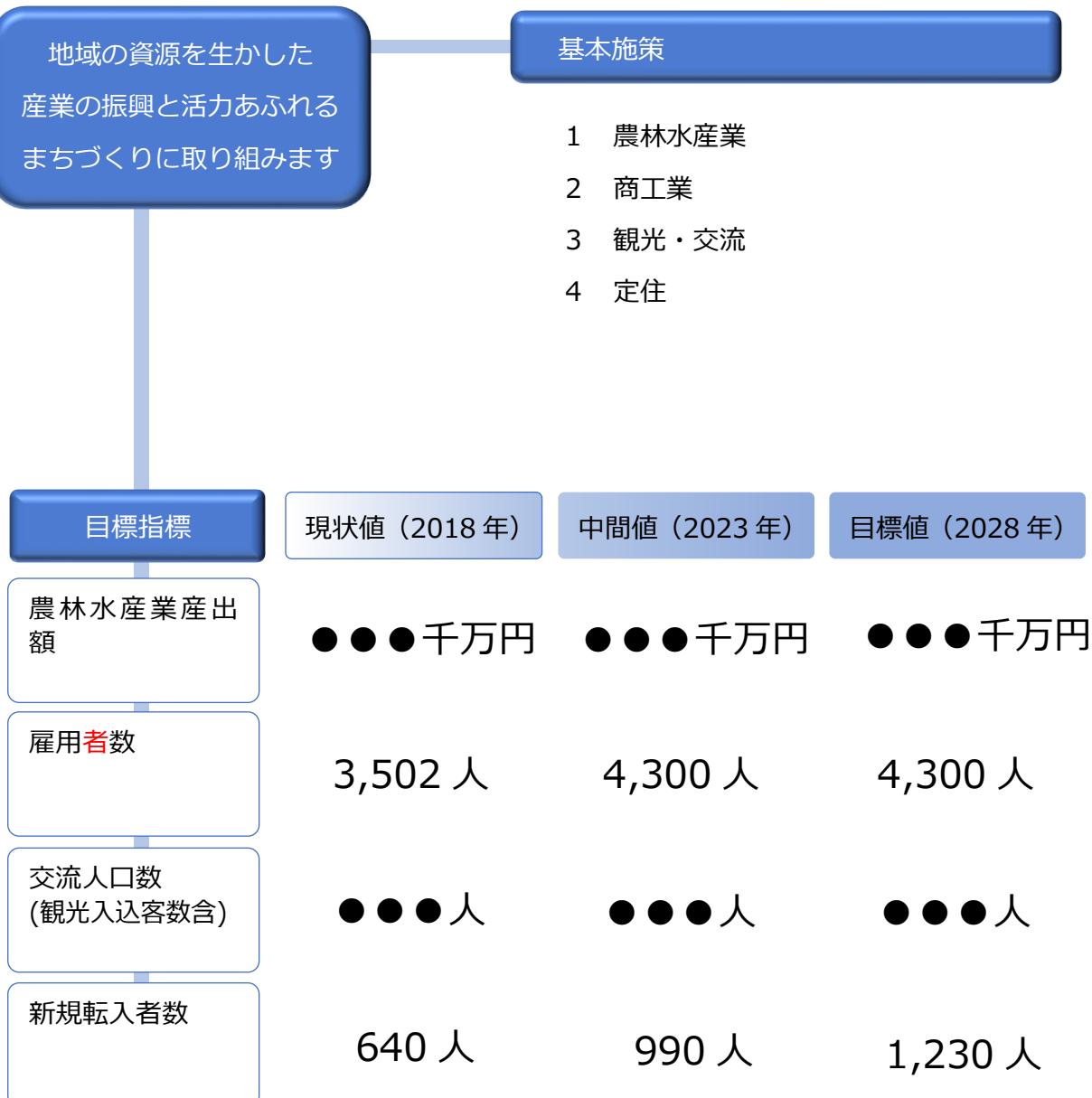
(3) 地域包括ケアシステムの構築

- ・ 可能な限り、住みなれた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続ける事ができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制づくりを強化します。

(4) 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

- ・ 介護予防ボランティア養成・育成、通いの場作りと移動手段の確保等を推進し、高齢者が安心して生きがいを持っていきいきと生活し、社会参加できるまちづくりの実現を目指します。
- ・ 高齢者の低栄養・虚弱・生活習慣病等の重症化を予防し、健康寿命延伸に向け、健康増進のための教室、講座等を定期的に開催し、高齢者の健康づくりを推進します。

【施策体系】



【現況と課題】

- 効率的で生産性の高い農業を目指し、沿岸部において、東日本大震災の津波で被災した農地や宅地跡を集約・集積していた大区画化する農地整備事業が終了し、全域で営農が再開されています。
- 一次産業に従事する人口は、高齢化や後継者不足により大幅な減少が続いており、IoT をはじめとした新たな技術による効率的な作業システムの導入や、本町の魅力を最大限に活かした産業の構築が求められます。
- 農林水産業の持続的な発展を図るため、生産者・従事者の所得向上や経営の安定、担い手の確保等が課題となっています。
- 漁業については、新式の漁具が新たに導入され、特産品のホッキ漁が本格再開し、今後は水揚げ量の回復が期待されます。

【施策の基本方向】

地域の資源を最大限に生かしながら、様々な人材が活躍し“稼げる”農林水産業のまちづくりを進めます。

(1) 農林水産業における担い手の育成・確保

- 持続的な営農体制を構築するため、意欲ある認定農業者や新規就農者に対し、農地中間管理機構を活用した農地の積極的な利用集約・集積を推進し、担い手経営体や集落における営農組織の育成に努めるほか、法人化の促進や企業との連携に向けて支援します。
- 小規模多品目園芸作物の栽培など、新たな売れる農産物の生産に取り組む農家の支援を行います。
- 林業については、森林資源の適切な管理とともに、意欲のある林業者の育成・担い手確保への取り組みを推進します。
- 関係機関や団体との連携や施設整備の促進により、労働環境及び労働条件の改善、並びに後継者・新規就業者の育成・確保を図ります。

(2) 農業生産基盤の強化

- 農業の生産性向上を図るため、地域の実状に応じ、用排水の整備や農業用施設の維持、長寿命化への事業支援を進めます。
- ほ場の大区画化・集積の利点を生かした効率的な土地利用型農業の推進を図るため、機械導入等の支援を行います。

(3) 農林水産物のブランド化と6次産業化の推進

- 付加価値を高め、市場競争力のある加工品の開発や農林水産物のブランド化を推進します。
- 生産者自身や地域産業と連携した新たな商品開発や販路開拓のほか、6次産業化に向けた取り組みに対して支援します。
- 農水産物直売所「やまもと夢いちごの郷」を6次産業化商品の販促拠点施設と位置付け、販路拡大と情報発信に努めます。

(4) 地産地消の推進

- 地域食材の活用や郷土の食文化を継承していくために、地域食材を積極的に取り扱う店舗の推奨などの取り組みとあわせ、学校給食における地元産の農林水産物の利用を促進するなど、地産地消を推進します。

(5) 耕作放棄地対策の推進と良好な農村環境の維持

- 農地の持つ多面的機能が十分発揮されるよう、耕作放棄地の発生防止及び再生利用に努めるとともに、農地の適切な保全管理と良好な農村環境の維持を図ります。
- 有害鳥獣による農作物被害の軽減を図るため、鳥獣被害対策実施隊や関係機関と連携し捕獲率の向上に努めるとともに、個々による被害防止への取り組み推進に向け、各種支援を講じます。

(6) 環境に配慮した農業・漁業の振興

- 環境への負荷が少ない有機栽培をはじめ、減農薬、減化学肥料栽培など、環境にやさしい農業への取り組みを推進します。
- 漁場環境の保全を図るとともに、資源管理型漁業を推進し、長期的な視点での漁業振興を図ります。

(7) 計画的な森林整備と森林保全・育成

- 森林所有者の合意形成を図りながら、意欲と能力のある林業経営者への集積・集約化する取り組みを進め、林業の成長産業化と森林の適切な管理を行うことができる体制の確立に努めます。
- 森林の持つ多面的機能が十分発揮されるように、健全な森林整備の必要性を周知する取り組みを通じ町民及び関係者に意識の高揚を図りながら、森林の保全・育成の推進を図ります。

【現況と課題】

- 新市街地に新たに商業施設の誘致を行ったが、町民の日常的な買い物場所に対するニーズは依然と高いことから、町内の購買需要に応えうる個々の商店のサービスの向上等を促進していくことが必要です。
- 新たな特産品の創出及び販路開拓に向けて策定した、ブランド推進計画に基づき山元ブランド認証制度を開始し、認証品は計 20 品目に達しています。今後はさらなる認証対象の拡大を検討するとともに、認証品のPR等が必要です。
- 中小企業を取り巻く経営環境は厳しさを増していることから、引き続き中小企業振興資金融資制度、中小企業振興資金利子補給事業や中小企業振興資金保証料補給事業等を継続し、中小企業者の負担軽減を図る必要があります。
- 町内への企業誘致の実現に向け、優遇制度の見直し検討や各種支援を通じたワンストップサービス体制の構築、企業立地セミナー、用地確保等に取り組み、震災後、商業施設も含め 15 社の誘致や事業拡大が実現しました。H30 年 5 月時点で合計 170 名を超える雇用を創出(うち 26 名町内雇用)しています。今後、沿岸地区非農用地や町内各地の土取場跡地等、土地の有効活用を図るうえでも企業誘致を継続して取り組む必要があります。
- 誘致企業などが可能な限り地元採用を意図しているものの、現状は求人数が求職数を上回っており、町民の町内企業への就業希望が少ない状況であることから、できる限り町民の町内就業促進を図ることが重要です。

【施策の基本方向】

町民生活を豊かにする産業の活性化と、ニーズに応じた働く場が確保されるまちづくりを進めます。

(1) 商業の活性化

- 商工会と連携した支援体制により、地元に密着した魅力ある商店づくりを推進し、商業活動の活性化を目指します。

(2) 商業経営基盤の強化

- 商工会との連携により、支援体制の強化を図り農林業や観光と連携した特産品の開発・販売等を促進します。
- 厳しさを増す経営環境に対応し、各種融資制度の周知と活用を促し、経営体质・基盤の強化を促進します。

(3) 商業拠点の整備

- まちづくりの一環として、町内の空き店舗などを有効活用した町内の創業を促すことにより、人々が集う賑わいあるまちづくりに努めます。

(4) 商業団体の育成・強化

- 商業振興の中核的役割を担う商工会等商業団体の育成・強化を図り、各種活動の一層の活発化を促進します。

(5) 既存中小企業の経営体質・基盤強化の促進

- 商工会等との連携により、研修・相談機会の拡充や情報提供の充実等、支援体制の強化を図り、経営意欲の高揚や後継者の育成、事業の拡大等を促進します。
- 厳しさを増す経営環境に対応し、各種融資制度の周知と活用を促し、経営体質・基盤の強化を促進します。

(6) 特產品のPR・開発への支援

- 本町を代表する特產品・土産品を町内外に広くPRするほか、新規商品の開発にも取り組みます。
- 山元ブランド認証事業者や町内生産者等と連携し、地場産品の知名度向上や販路拡大、生産技術の向上や“売れる”商品開発を図るなど、高品質かつ魅力的な物産の提供を通じ、町全体の魅力向上を図ります。

(7) 企業誘致の推進

- 恵まれた交通環境を活かし、発展的 possibilityを見据えながら関係機関との連携を図り、用地整備等により企業誘致活動を推進し、活力ある地域産業を展開します。

(8) 地域企業の人材の確保と育成

- 技能労働者等の質の向上を図るため、教育機関や職業訓練機関と連携を密にし、人材の育成に努めます。
- 関係機関と連携を図り、**中学生の職場体験**、トライアル就業やU・I・Jターン就職支援など、企業と就職希望者等を繋ぐ取り組みを推進し、人材の確保に努めます。

(9) 定期的な町内企業の訪問及び懇談会の実施

- 町内立地企業の定期的な訪問や相談を実施し、きめ細やかな情報収集を図り、地元企業が抱える課題の集約と解決に努めます。

【現況と課題】

- 人口減少・少子高齢化が全国的にも進展する中、観光・交流人口の拡大による地域活性化が求められています。
- 震災後、8回にわたる「ふれあい産業祭」の開催により、復興支援自治体との交流・連携のもと全国ご当地グルメなどを目玉に、地場産品の販路拡大や観光交流の情報発信等を行い亘理郡内において最大規模の集客を誇る一大イベントに成長しましたが、今後は復興から創生へと軸足を移す中、これまで培った集客力を基に、町民が多く関わり、誇れるイベントへと育んでいく必要があります。
- 県内外のイベントや展示会等において、山元ブランド認証品をはじめとする、高品質かつ魅力的な町内の逸品(ブランド品)のPRと販路拡大を図るとともに、これらの物産等を活用し、町の知名度向上と魅力向上を図り、交流人口の拡大を図ることが必要です。
- 農水産物直売所「やまもと夢いちごの郷」は待望のオープンから大勢の利用客で賑わいを見せており、盛況な状態が続いています。今後は、リピーターの確保やいちご等主要特産品の端境期における目玉商品の開発及び新たな観光コンテンツの作成を進め、観光拠点としてランドマークになることが期待されます。
- 現在町内で行われている各種観光・交流イベントや観光拠点、歴史文化資源などの有機的な連携による相乗効果により、更なる交流人口の拡大を図る必要があります。

【施策の基本方向】

これまでに培った地域固有の資源を生かしながら、観光客も含めた魅力ある交流・体験観光のまちづくりを進めます。

(1) 地域特性を活かした観光・交流機能の拡充

- 関係機関・団体や町民との協働により、グリーン・ツーリズム(~~いちご狩り~~
~~りんご狩り、ぶどう狩りをはじめとする~~農林漁業の体験やその地域の歴史や自然に親しむ余暇活動)、景観の素晴らしさを感じられる各種イベント等の開催、施設の活用など地域資源を生かした観光・交流機能の拡充に取り組みます。

(2) PR活動の推進と観光案内板の整備

- パンフレットやポスターの作成、SNSやホームページの充実、各種イベントでのPR、マスコミの活用等を通じ、本町の観光についてのPR活動を推進します。また、観光案内板等の整備を図ります。
- 震災や観光などを機に本町につながりを持った人など、町外に向けたPRを的確に実施します。

(3) 周遊観光体制の充実

- 町内の施設、自然、歴史、文化、行事イベントなど観光資源のネットワーク化を進め、周遊ルートやモデルコースの設定に取り組みます。
- 広域交通体系の整備を活かした観光振興を図るため、広域的連携を強化し、広域観光ルートづくりや広域的なPR活動の推進、旅行代理店への情報発信等、地域一体となった観光振興施策を推進します。

(4) 観光推進体制の推進

- 観光振興の中核的役割を担う(株)やまもと地域振興公社等、地域の観光団体の育成・強化を図り、各種活動の一層の活発化を促進します。
- 観光ガイド等の育成・確保により、観光客の受け入れ態勢の充実・強化を図ります。

(5) 産業としての観光振興

- 特産品の開発及び販売強化と、本町ならではの郷土食の提供を目指し、観光を契機とした産業の充実に努めます。
- 農水産物直売所「やまもと夢いちごの郷」を核として町の観光交流産業を牽引し、イベントや販売促進の企画及び広報宣伝により生産者の所得向上を目指します。

(6) インバウンド観光の推進

- 全国的に増加傾向にあるインバウンド観光を本町においても受け入れを促進するために、外国人が訪れやすい環境づくりに向け、観光施設の受け入れ態勢を強化します。
- 外国語版のパンフレット等を作成するほか、役場窓口や観光関連施設における対応の充実を図ります。

(7) 国際交流の推進

- 国際交流活動の中心となる国際交流協会の活動支援、国・県等の国際交流事業の情報提供等を行うことにより、町民の国際化への意識を高めるとともに、町民による国際交流活動の促進に努めます。

【現況と課題】

- 人口の減少を抑制し、定住の促進と地域活性化を図るため、新たに住宅の取得等を行う新婚・子育て世帯の新規転入者等へ補助金を交付するとともに、町の最重要課題である少子高齢化、年齢構成のアンバランス化を解消し、「子育てるなら山元町」、「住むならやっぱり山元町」の実現を図ります。
- 空き宅地や未利用地等の活用を図るため、ホームページ等を活用するなど、常に最新の「空き地・空き家情報」を提供していますが、登録者数が少ないことから登録を促すための対策が必要です。
- 一人でも多くの町民が、安心して快適に暮らし続けることができるよう、良好な居住環境の形成が求められます。また、近年、空き地・空き家の増加が深刻となっており、その対策が必要です。

【施策の基本方向】

魅力ある住環境の創出により、多様な世帯が住まう場としてのまちづくりを進めます。

(1) 魅力ある住まいの提供

- 多様なニーズに対応するため、生活環境(教育や保育、福祉等)にも配慮した環境整備を、関係部署と連携を図りながら、定住人口確保の取り組みを促進します。
- 空き地や空き家情報を収集し、的確に発信していきます。

(2) 快適な住環境の創出

- 買い物や通院などの生活関連サービスの充実、利便性の高い公共交通体系の整備などにより、便利で快適な暮らしができる魅力ある住環境を創出します。

(3) 就業支援の実施

- 町内企業等の求人情報の提供や新規起業支援などを行い、就業機会の確保を図ります。

(4) 空き家対策の実施

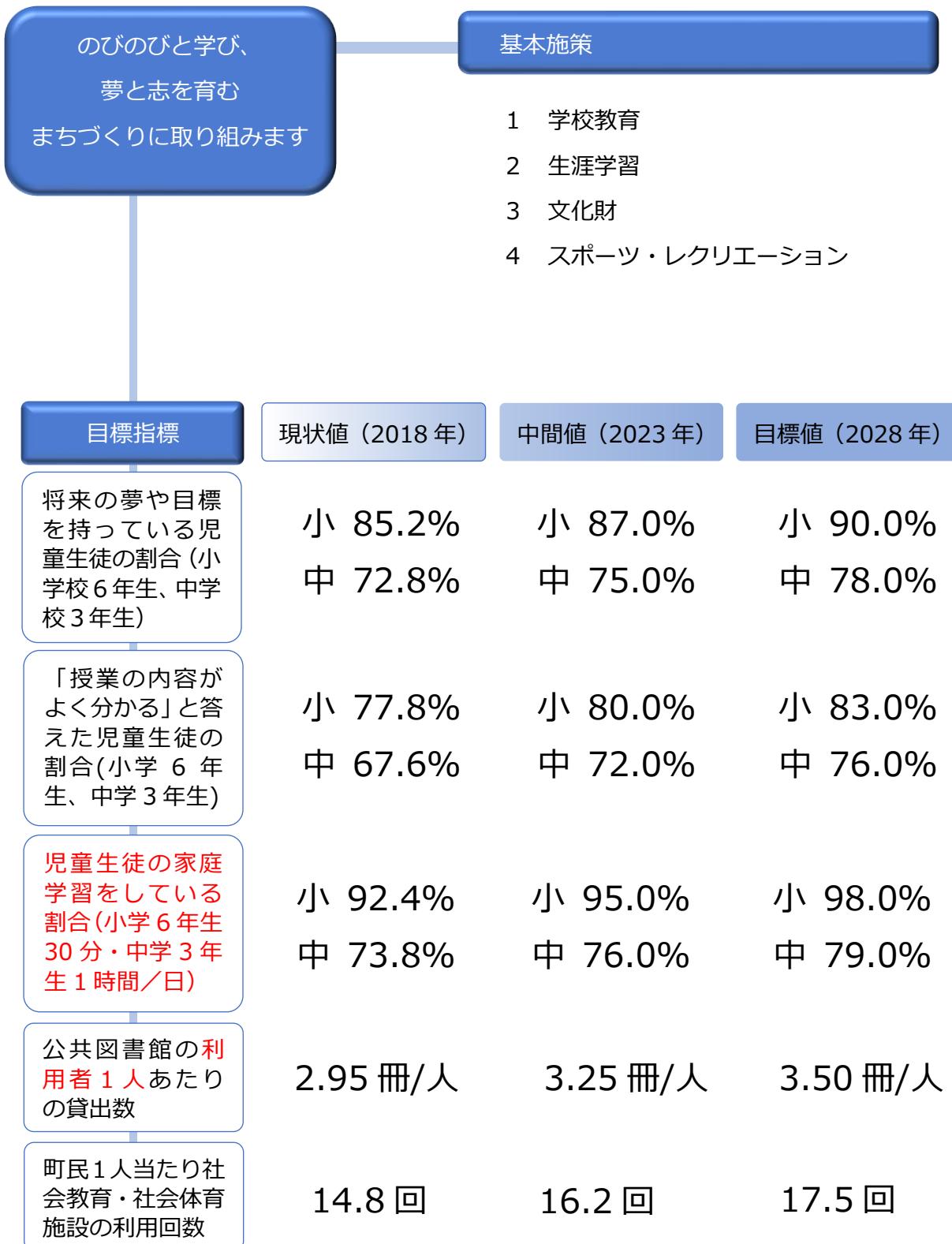
- 空き家所有者に適切な維持管理を働きかけていきます。
- 中古住宅購入補助金により、資源の有効活用と循環を図ります。

第3章

のびのびと学び、夢と志を育む

まちづくりに取り組みます

【施策体系】



【現況と課題】

- 今後も見込まれる児童生徒数の減少による、複式学級の編制や男女比のアンバランス、本務教員の確保、部活動数の縮減などの課題から、小学校は「10年度を目指すに1学校区」、中学校は「2021年4月に現山下中学校を活用し1学校区」とする小・中学校再編方針を平成30年12月に策定しています。
- 新学習指導要領への移行等、教育環境が今後さらに変化すると考えられる状況において、学力向上や体力・運動能力向上、基本的な生活・学習習慣の習得はもちろんのこと、児童がよりよい学校生活を送れるよう、コミュニケーション能力の向上、児童生徒の心へのケアにも注力することが大切です。
- 地域や各種関係団体等との協働による教育環境の整備とともに、知・徳・体の各分野の課題を踏まえた、学校教育の充実を図る必要があります。

【施策の基本方向】

まちの将来を担うすべての児童が、充実した教育環境のもと楽しく学校生活を送れるまちづくりを進めます。

(1) 志教育の推進

- 児童生徒一人ひとりが将来の職業人、社会人としての自己を見据えて、主体的に学ぶ意欲と目標を持って努力していくよう、小学校から中学校までの系統的な教育活動を通じ、勤労観や社会性を養い、自らの生き方について主体的な探求を促す志教育に取り組みます。

(2) 基礎的な学力の定着と活用する力の伸長

- 児童生徒一人ひとりが分かる喜びを実感しながら学力を身に付けられるよう、校内研修への支援などを通じた教科指導力の向上、少人数指導による指導体制の充実、家庭・地域と連携した基本的生活習慣や学習習慣の確立などに取り組みます。
- 児童生徒一人ひとりがそれぞれの夢の実現に向けてさらなる学力向上が図れるよう全校共通で指導する「3つの約束」に取り組みます。

(3) 学校間、幼稚園・保育所・小学校の連携促進

- 幼稚園・保育所・小学校の連携と学校間での交流を促進し、幼稚園・保育所から小学校、小学校から中学校への円滑な移行と中学校卒業までの一貫した支援に取り組みます。

(4) 感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援

- 様々な体験活動、文化活動等の推進を通じて、規範意識の醸成やコミュニケーション能力の育成を図るほか、いじめ、不登校等に対応する教育相談活動の充実、関係機関が連携したネットワークの構築など、多様な支援に取り組みます。

(5) 健康な身体づくりと体力・運動能力の向上

- 子どもたちがスポーツに親しみ、自ら身体を動かそうという意欲を引き出すため、授業や行事を通して運動好きな子どもを育てる学校教育を推進します。
- ~~スポーツ少年団活動の充実を図り、スポーツを通じた健全な心と身体の育成を推進します。~~
- 本町の食文化についての理解を深め、食に関する体験や交流を通じた食育の推進に取り組みます。

(6) 学習環境の整備充実

- 児童生徒が安全で質の高い教育環境のなかで安心して学べるよう、学校の計画的な改修やICT環境の整備、教材教具の充実を図ります。
- 児童生徒の教育に要する保護者の経済的負担を軽減するため、就学援助制度や奨学金制度、給食費補助による援助に取り組みます。

(7) 地域と学校との協働による学校支援の仕組みづくり

- 地域と学校を結ぶ協働教育が円滑に推進されるよう、組織づくりや活性化を図り、地域人材の育成及び学校支援の仕組みづくりを構築するとともに、地域と学校が一体となって、児童生徒の見守り活動や学校周辺の環境整備活動等を推進します。

(8) 国際理解を育む教育

- ALT(外国語指導助手)等を活用した、小・中学校での外国語活動等をとおして、他国の文化の理解や共に生きていくための能力、態度を育成し、国際化する社会の中で、生き抜く力を養えるよう取り組みます。

(9) 防災教育の推進・充実

- 震災の教訓を生かし、災害から自分の命を守り、身近な人を助ける自助・共助が重要であることを児童生徒に理解させるとともに、日ごろの訓練・教育の積み重ねにより災害を減ずる技術を習得させるなど、防災教育の推進、充実に取り組みます。

(10) 小・中学校の再編と廃校となる校舎等の活用による地域の活性化

- 今後も見込まれる児童生徒数の減少による、複式学級の編制や男女比のアンバランス、本務教員の確保、部活動数の縮減などの課題から、児童生徒にとってよりよい学び(学校生活)ができる環境の整備に取り組みます。
- 学校再編により、廃校となる校舎等については、学校施設が備える防災や地域の交流の場などの機能を最大限に生かした利活用を目指し、地域との調整を図りながら検討を進めます。

【現況と課題】

- ・ 山下駅と坂元駅の近くには、町民が親しみをもって利用し、学びの拠点として、「つばめの杜ひだまりホール」と「ふるさとおもだか館」が整備されました。
- ・ 今後は、町民誰もが生涯にわたって「学べる」機会を提供し、意欲をもって学習に取り組める環境づくりが求められます。
- ・ そのためにも、一人ひとりが学べる環境だけではなく、若い世代から高齢者、地区内の町民同士や地域間交流など、多様な人材が集うことが不可欠です。施設を有効に活用する取り組みを推進するとともに、町民みんなが集まり、学び、その成果を生かすことで、町民自らが積極的にまちづくり活動に取り組むことができる環境づくりが求められます。

【施策の基本方向】

多彩な学びの成果を、町民みんなで生かすことのできるまちづくりを進めます。

(1) 生涯学習事業の推進

- ・ 幅広い年齢層に応じた学習機会を提供するとともに、学びの場としての公民館の施設環境を整え、住民との協働による学習活動の推進を図ります。
- ・ 広報紙や町ホームページをはじめ、情報提供の充実を図ります。

(2) 生涯学習情報の提供と図書室の充実

- ・ 子どもから高齢者まで幅広い年齢の様々な社会教育活動を支援するため、利用者のニーズや社会情勢に沿った学習情報の提供と利用しやすい図書室づくりを進めます。

(3) 地域資源を生かした生涯学習の推進

- ・ 地域に伝わる歴史や伝承、史跡、風土などを次代に継承していくため、地元学を学ぶ機会を提供し、郷土への誇りや愛着をもてる人材の育成を図ります。

(4) 指導者の育成と団体等の活動支援

- ・ 様々な分野における指導者やボランティアの育成・確保に努めるとともに、生涯学習活動への支援、各種社会教育団体、学習団体、グループの育成・支援に努め、自主的な生涯学習活動を推進します。

(5) 学習成果の活用

- ・ 町民の学習活動を支援し、学習の成果をまちづくり、人づくりに生かす生涯学習社会の実現のために、学習成果の循環を促す場の確保を図ります。

(6) 芸術文化団体、指導者の育成

- ・ 各種芸術文化団体の育成・支援に努めるとともに、指導者やボランティアの育成・確保を図り、町民の自主的な芸術文化活動の一層の活発化を促進します。

(7) 芸術文化鑑賞の機会の提供と充実

- ・ 町民ニーズの把握に努め、より質の高い音楽・演劇等を鑑賞できる機会の充実を図ります。

(8) 生涯学習関連施設の充実

- ・ 生涯学習関連施設の整備充実とともに、利用者ニーズに応じた運用を検討するなど、施設の有効活用を図ります。
- ・ 老朽化した生涯学習関連施設の今後の在り方について検討します。

【現況と課題】

- 本町には、合戦原遺跡などの埋蔵文化財のほか、建造物、天然記念物、無形文化財など、様々な文化財を有しています。これらの文化財をはじめとする町の財産は、誇りある歴史や伝統・文化を象徴するものであるとともに、コミュニティ形成にも大きく寄与してきた重要な位置づけにあります。
- 現在は、本町に地域文化を発信するための遺跡の調査や、伝統・文化を継承するための住民主体の取り組みが進められています。
- 町民が誇りをもてる地域の歴史や伝統・文化を形成し、後世に繋ぐためには、地域で管理・保全に取り組む組織の構築や、保存・継承に向けた技術の継承、魅力ある地域文化としての情報発信、近隣自治体と連携した文化財活用ネットワーク形成に取り組むことが求められます。

【施策の基本方向】

町民が誇りをもって地域文化を継承できるまちづくりを進めます。

(1) 伝統文化の保存と継承

- 地域に伝承される郷土芸能の後継者育成とともに、伝統文化の継承に努めます。

(2) 文化財の保存管理と活用

- 町の貴重な財産である各種文化財の適切な保存管理、保護を行うとともに、効果的な展示、PRによる郷土愛醸成への活用を推進します。
- 町の歴史と文化に触れる場の提供や、文化財保護意識の醸成や情報提供、学習機会の実施に努めます。

【現況と課題】

- 町民グラウンドの復旧に伴い、スポーツ団体等への支援と、**町民の絆を構築するための各種レクリエーション事業を展開していますが、今後はより多くの人や、チームが参加できるよう取り組む必要があります。**
- 仮設住宅解体後の町民のスポーツ活動拠点として、一層のスポーツの普及振興を図るため、町民グラウンドの機能拡張を計画中です。

【施策の基本方向】

あらゆる世代の町民が気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションの機会と場が提供されるまちづくりを進めます。

(1) 多様なスポーツ・レクリエーション活動の普及促進

- 町民のライフスタイルにあったスポーツ・レクリエーションのあり方や必要性・重要性に関する広報・啓発活動を推進するとともに、様々なスポーツ情報の収集・提供に努め、町民のスポーツへの関心や健康管理意識を高めていきます。

(2) スポーツ団体、指導者の育成

- 各種スポーツ団体等の育成・支援に努めるとともに、地域と一体となった指導者やボランティアの育成・確保を進め、町民の自主的なスポーツ活動の一層の活発化を促進します。

(3) 町民の日常的なスポーツ・レクリエーション活動機会の提供

- 町民の健康増進・住民同士のつながりづくりのために、日常的なスポーツ・レクリエーションの機会と場の提供に努めます。

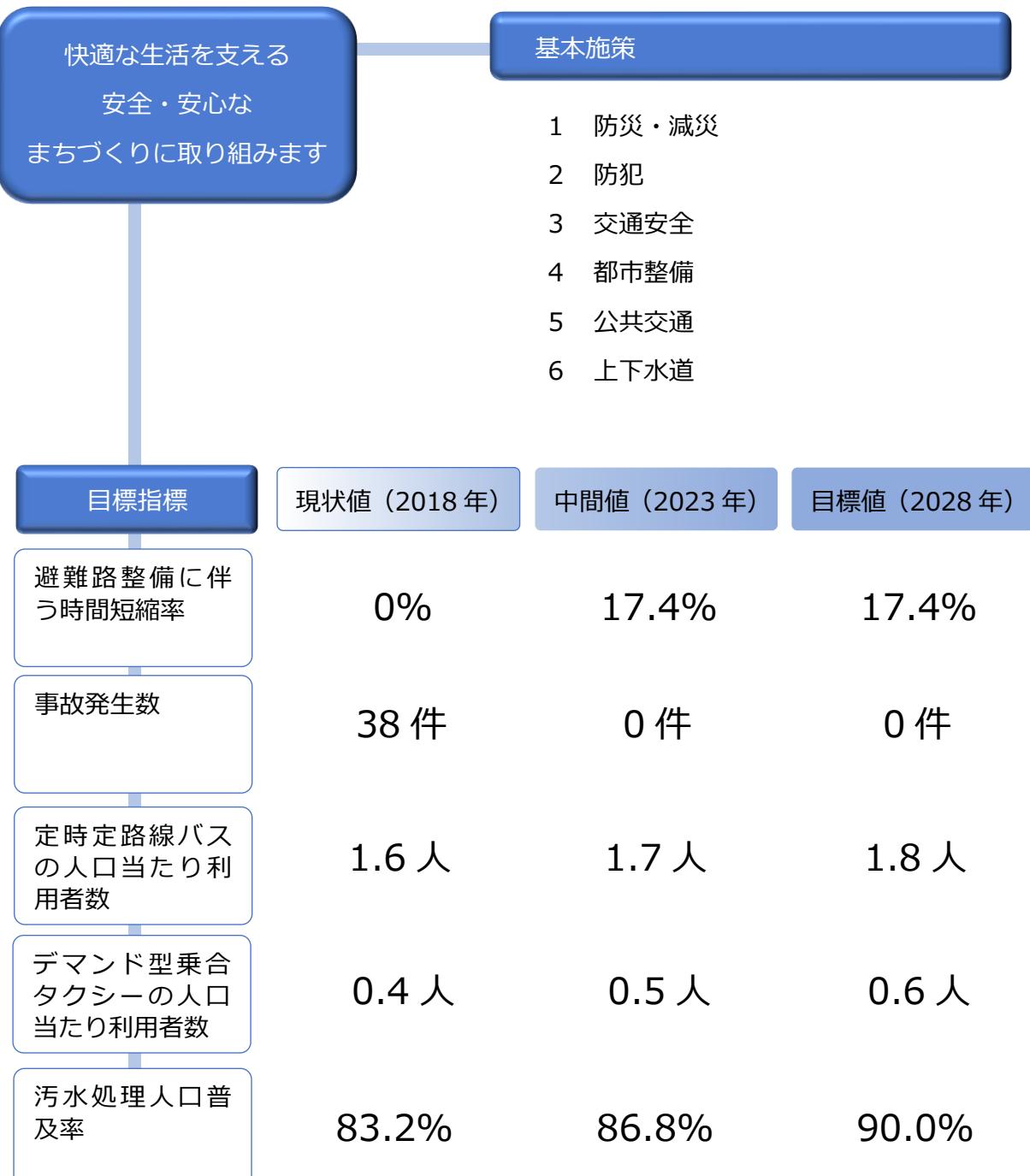
(4) 運動場の整備・充実

- 町民ニーズを踏まえた機能・施設を備えた運動場の整備・充実を推進します。

第4章

快適な生活を支える、コンパクトで 安全・安心なまちづくりに取り組みます

【施策体系】



【現況と課題】

- 東日本大震災の津波により、本町における社会基盤は壊滅的な被害とともに、多くの尊い人命が失われました。地震・津波による災害だけでなく、水害や土砂災害などあらゆる災害から、町民の安全・安心を守る防潮堤、河川堤防、排水施設等の社会基盤の強化を進めるとともに、町民一人ひとりが、災害発生時に迅速かつ適切な避難行動等が取れるよう支援する必要があります。
- 東日本大震災の教訓を後世に伝承し、防災意識の高揚を図るとともに、防災教育を継続して実施する必要があります。
- 救急医療、消防については、引き続き広域的な連携を継続していくとともに、身近な緊急的な対応については、自ら主体的な行動をとれるよう支援する必要があります。

【施策の基本方向】

「自助」「共助」「公助」の理念のもと、地域ぐるみで災害に強いまちづくりを進めます。

(1) 防災・減災に向けた取り組みの推進

- 地震や津波、豪雨などによる自然災害から、すべての町民とともに、本町での就業者や来訪者の生命、生活を守るため、県が進めている多重防御対策を促進させるとともに、避難場所や避難路、排水施設等の基盤整備を進めます。
- 危険なブロック塀の調査と所有者への通知を進め、除去(撤去)・補強や避難所への案内標識設置、災害情報伝達システムや備蓄の充実など、被災時・被災後の避難支援の充実を図ります。
- 官民連携による、自然災害などを予測するためのシステム整備や、災害を見し避ける(免災)考え方を取り入れたまちづくりに努めます。

(2) 防災教育の充実

- 総合防災訓練で小・中学校児童生徒と町民が一体となった訓練を計画し、小中学生の参加の機会の確保に努めます。
- 「つばめの杜ひだまりホール」と「ふるさとおもだか館」において、災害時の拠点としての機能を充実させつつ、平常時は研修・教育の場としての活用を図ります。
- 県南唯一の震災遺構となる旧中浜小学校を活用し、震災の脅威を伝承するとともに、防災教育の充実を図ります。

(3) 「自助」「共助」「公助」による対策の充実

- 防災に関する広報・啓発活動や、防災ハザードマップの作成など、町民一人ひとりの防災意識の向上を図ります。
- 地域の自主防災組織の育成、消防団活動の充実など地域と行政が連携した対策を進めます。
- 災害時における高齢者や障がい者(児)等要支援者の把握など災害弱者に対する支援を地域ぐるみで進めます。

(4) 地域防災力の向上

- 自主防災組織の自主的な活動を支援し、育成を図ります。
- 防災に強いまちづくりを推進するため、地域人材(防災士、宮城県防災指導員)の活用について検討し、育成を図ります。

(5) 消防・救急体制の充実

- 亘理地区行政事務組合による消防・救急の設備及び体制の充実に取り組みます。
- 町内の医療施設、広域の医療機関との連携による救急業務の高度化、救急体制の充実を図ります。
- 応急手当に関する啓発活動、自動体外式除細動器(AED)を活用した救命技術や知識の普及・啓発など、官民連携の取り組みの充実を図ります。

【現況と課題】

- 町内の犯罪は年々増加傾向にあり、安全で安心な生活環境形成に向けて、関係機関と連携した地域ぐるみの防犯体制強化を図る必要があります。
- 全国的に児童生徒が被害者となる凶悪犯罪の増加、インターネットや電話を使った顔の見えない犯罪の増加、犯罪の低年齢化、広域化が進む中、子どもや高齢者を犯罪から守る取り組みを強化する必要があります。

【施策の基本方向】

子どもから高齢者まで誰もが安全に安心して暮らせる、犯罪のない明るいまちづくりを進めます。

(1) 防犯体制の充実

- 警察や防犯協会等の関係機関・団体との連携による、家庭・学校・地域が一体となった防犯意識の高揚、犯罪の未然防止などに取り組みます。
- 高齢者、子どもを狙った犯罪が増えており、その手口も複雑化、巧妙化していることから、関係機関・団体との情報共有、発信とともに、地域と一体となった発生抑制に努めます。

(2) 防犯設備の充実

- 防犯灯や防犯カメラ、危険を啓発する掲示板の設置など、犯罪の防止、早期解決につながる設備の充実を図ります。

【現況と課題】

- ・ 町民と関係機関との連携による交通安全運動などに取り組んできた結果、平成 30 年 10 月「交通死亡事故ゼロ 1000 日」を達成しました。引き続き、町内での交通死亡事故が発生しないよう、交通安全マナーの向上など町が一丸となって推進していく必要があります。
- ・ 震災関連の復旧工事、高速交通体系の整備等に伴う交通量の増加や、高齢者の増加などにより、子どもたちや高齢者などが、交通事故に巻き込まれるリスクが高まっています。このため、より一層、交通安全意識の啓発や交通安全施設の充実などが必要です。

【施策の基本方向】

交通安全マナーを守り、交通事故のないまちづくりを進めます。

(1) 交通安全意識の啓発

- ・ 関係機関・団体との連携による交通安全に関する行事や広報・啓発活動の充実、保育所、学校、職場、地域社会などあらゆる機会を捉えた交通安全教育の徹底など、交通安全意識の啓発を図ります。
- ・ 高齢者が関係する交通事故の増加が懸念されることから、交通安全教育を推進するとともに、運転免許証の自主返納を推奨など、高齢者が被害者・加害者になるリスクの軽減を図ります。

(2) 交通安全施設等の整備

- ・ 高速交通体系の整備等に伴い交通量の増加が見込まれる国・県道における、交通安全施設の整備充実及び道路環境の整備を要請していきます。
- ・ 町が管理する道路において、歩道や防犯灯、カーブミラー設置等、交通安全施設の整備を推進します。

【現況と課題】

- 今後の人口減少、少子高齢化などを踏まえて、子どもから高齢者まですべての世代が便利で快適に暮らせるよう、生活に必要な機能が集まったまちづくりを、引き続き進めていくことが必要です。
- 常磐自動車道、JR常磐線を利用しての交通利便性が向上しており、交通結節点としての需要が高まっています。さらなる利便性の向上を目指して、整備・維持に努める必要があります。
- 公共施設は、定期的に更新、維持保全が必要ですが、財政的な負担が大きいことから、効率的かつ計画的に進める必要があります。**また、復興事業に伴う買取地や公共施設の再編に伴う跡地など、遊休地についても積極的な活用が求められます。**

【施策の基本方向】

利便性が高く暮らしやすいまちづくりを進めます。

(1) コンパクトなまちづくりの推進

- 住宅や生活に必要な都市サービス機能の集約化の推進と、都市計画制度等を活用した土地利用誘導を模索し、利便性が高く暮らしやすいまちづくりを進めます。

(2) 良好的な居住環境の整備の推進

- 耐震性能の向上や宅地かさ上げなど、民間住宅の防災性が向上するよう支援します。
- 町営住宅などにおいては、適正な維持管理に努め、居住環境の維持保全に努めます。
- 空き家所有者への適切な維持管理を働きかけます。
- 新婚・子育て世代の町営住宅への入居機会の拡大を図るなど、若い世代への支援を充実させ、移住・定住対策に取り組みます。

(3) 安全で利便性の高い道路ネットワークの形成

- 周辺自治体と連携し、常磐自動車道の片側2車線化早期事業化に向けて働きかけていきます。
- 幹線道路等については、国や県と連携しながら計画的な整備、保全に取り組み、体系的な道路ネットワークの形成を図ります。

-
- ・ 通学路等については、児童生徒・歩行者の安全に配慮した整備を進めます。
-

(4) 公共施設の計画的な維持保全の推進

- ・ 道路や橋梁、河川などの公共施設については、公共施設長寿命化計画に基づき、計画的な更新、維持修繕を進めます。
 - ・ 道路や公園などの維持管理については、町民との協働による取り組みを推進します。
 - ・ 公共施設については、民間活力の活用を図りながら維持管理を行います。
-

(5) 遊休地等の利活用の推進

- ・ 復興事業に伴う買取地、公共施設の移転や統廃合に伴う遊休地、遊休施設については、地域住民の利便性の向上、地域の活性化に寄与する活用を進めます。
-

【現況と課題】

- 公共交通はJR常磐線のほか、地域公共交通網形成計画に基づき町民バスぐるりん号やデマンド型乗合タクシーを身近な交通手段の一つとして運行しています。新駅や新市街地、学校や医療機関等をめぐる交通ネットワークを形成していますが、今後は運行の適正化を図るため、ニーズと利用状況に注視し、継続的な運行のためにさらなる検討が必要となります。

【施策の基本方向】

町民のニーズに対応した公共交通が充実したまちづくりを進めます。

(1) 身近な公共交通手段の維持

- 町民の生活を支える身近な交通手段である町民バス等を運行するなど、公共交通の利便性の向上を図ります。
- 駅や医療機関、学校を中心とした公共交通網の整備を促進します。
- JR常磐線が、通勤・通学など仙台圏と結ばれる重要な交通手段であることから、JRに対し利便性の高いダイヤでの運行等を働きかけます。

(2) 公共交通の再編等の推進

- 学校等の公共施設の統廃合や新設に併せて、スクールバスや定時定路線バス等のバス路線の再編を検討します。

【現況と課題】

- 上下水道は、震災による施設等の復旧・復興のための莫大な資金投資や給水人口等の減少により、苦しい経営を強いられている状況ですが、宮城病院や新市街地、いちご団地等の整備により給水収益等が増加傾向に転じ、さらに、包括的民間委託の取組みによるコスト削減効果や県の広域水道の改定等から、安定した経営ができる見込みです。
- 今後は、管路等の老朽化した施設等が更新の時期を迎えることから、更新費用について新たな資金確保が必要不可欠です。
- 長寿命化対策等の事業を実施し、計画的に施設の更新を進めていくことが必要です。

【施策の基本方向】

安全で安心な水の供給と、公共用水域の水質や生活環境を持続的に保全するまちづくりを進めます。

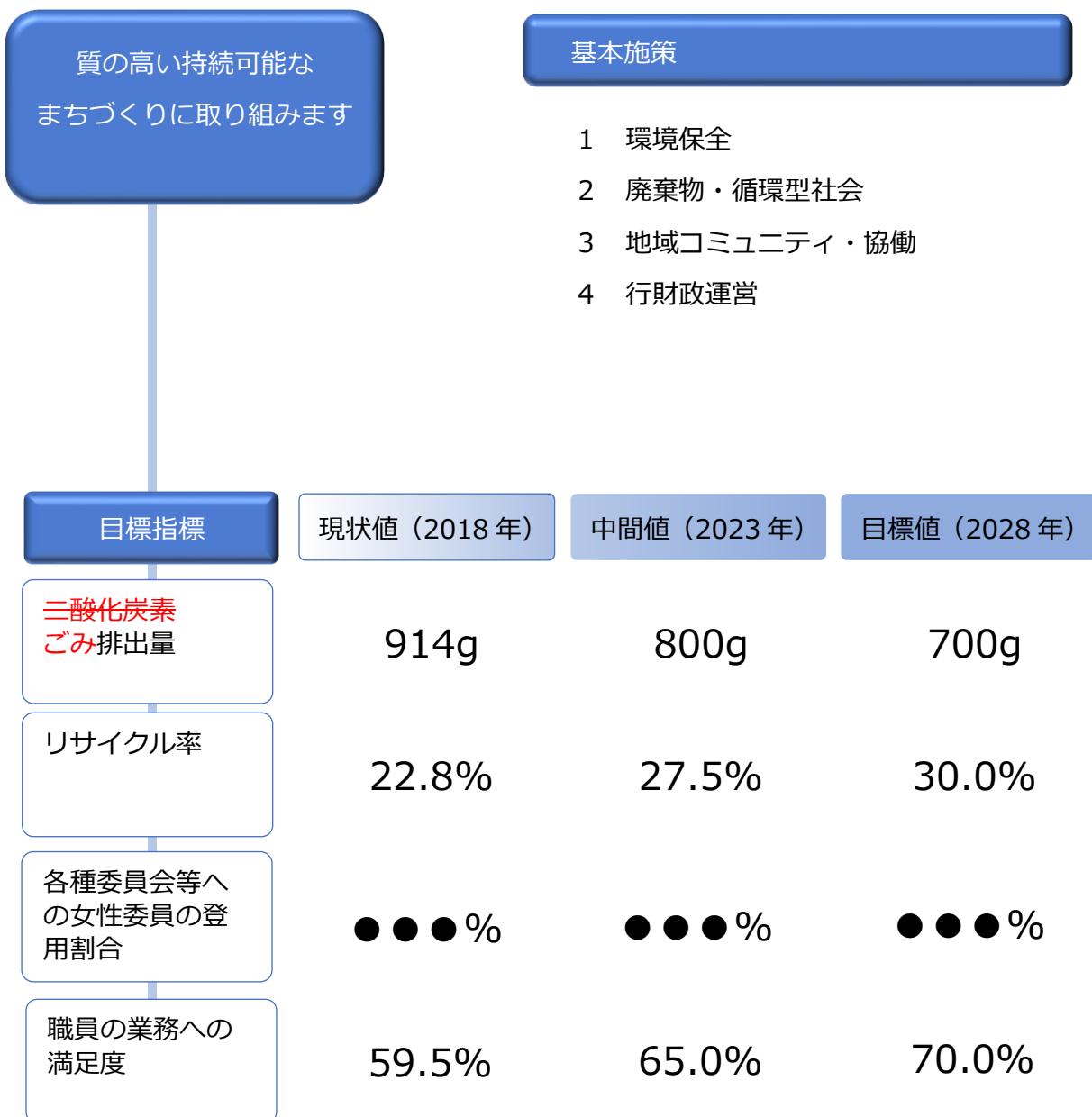
(1) 上水道施設の適切な管理

- 安全で安心な水道水を安定的に供給するため、水道施設等の長寿命化及び耐震化事業を計画的に取り組んでいきます。
- 沿岸部の土地利用計画により、住民の居住分布が変化したことから、配水系統の見直し等を行います。

(2) 下水道施設等整備の推進

- ストックマネジメントに基づく長寿命化及び更新事業により、事業の標準化を行い計画的な施設整備を行います。
- 下水道処理区域における、未接続者への下水接続を働きかけるとともに、下水道処理区域外においては、浄化槽による汚水処理を推進します。

【施策体系】



【現況と課題】

- ・ 山元町西部の丘陵地は身近な自然と歴史的環境が一体になっていることから、県の「深山緑地環境保全地域」に指定され、また、東部の沿岸部においては「仙台湾海浜県自然環境保全地域」に指定されているなど、本町ならではの自然環境が生まれています。
- ・ 本町の魅力ある自然環境の保全に対する町民の意識の高揚を図ることが重要です。また、今後は魅力ある自然環境を維持しながら、町民がこれらに親しみ、郷土愛の醸成につながるよう、積極的に自然を活用することも課題です。
- ・ 山元町の気候条件を活かした省エネルギーや再生可能エネルギー設備の積極的な導入を進めながら、環境に配慮し、自然エネルギーを活用したまちづくりに取り組むことが求められます。
- ・ 山元町の景観は、丘陵地や海浜地といった自然景観のみならず、農業地域のどかな田園景観や、新たに形成された新市街地景観、山元町を縦貫するストロベリーラインやアップルラインの沿道景観など、様々な景観要素で構成されるが、近年、土砂採掘による山林景観の損失が見られるほか、用途変更による市街地景観の変化などが危惧されます。
- ・ 山元町ならではの景観を保全・継承するために、丘陵地や海浜地などの自然景観の保全と回復に向けて、新たに形成された市街地における良好な景観の形成・誘導が課題です。

【施策の基本方向】

山元町の貴重な宝である自然環境を大切に次代へ継承するとともに、環境負荷の少ない自然環境を活用したまちづくりを進めます。

(1) 環境保全意識の高揚

- ・ 町民の環境意識の高揚に向け、環境保全に関する情報提供及び啓発活動に積極的に取り組みます。

(2) 森林の計画的な保全・整備・活用の推進

- ・ 将来にわたって持続的な森林活用を図るための、間伐や造林を行うなど、計画的に森林の保全・整備・活用を進めます。
- ・ ナラ枯れの拡大防止や、野生鳥獣による森林被害等の防止対策を行います。
- ・ 海岸林について、保全のみならず、地域住民による維持管理や、交流人口拡大を図るための活用等を検討します。

(3) 里山の保全と利用推進

- 高齢化による耕作放棄地、里山の過少利用に対応するため、町民・事業者・行政の協働により、暮らしに関わりのある里山や農地、河川や海岸周辺の環境を保全する取り組みを進めます。

(4) 環境保全活動への町民参加の促進

- 森林の保全活動や、里山の保全に関する調査への参加等、町民の自主的な取り組みを促進します。併せて環境ボランティアの育成・支援に努めます。

(5) 公害等環境問題への対策

- 河川の水質汚濁をはじめ、土壤汚染や悪臭、~~不法投棄~~などの問題に対して調査を継続して実施します。
- 関係機関と連携を図り、適切に対応するとともに、事業者等との協力のもと未然防止に努めます。

(6) 再生可能エネルギーの普及推進

- 低炭素社会の構築に向け、クリーンエネルギー基地を積極的に誘致するなど、土地の有効活用と自然エネルギーの活用を推進します。
- 家庭や事業所への再生可能エネルギー導入促進のため、太陽光発電や蓄電池の導入等、山元町の特性に配慮した自然エネルギーの普及・促進及び情報提供等を行います。
- 太陽光や太陽熱、水力や風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーに関する情報を提供し、普及や適正な導入に関する啓発を推進します。

(7) 省エネルギー行動の啓発促進

- 事業所における冷暖房温度適正化を図り、クールビズ・ウォームビズなど省エネルギーへの取り組みについて啓発します。

(8) 公共施設の省エネルギー化の推進

- 公共施設のエネルギー使用量の把握や、省エネルギー行動を推進し、「エネルギーの使用等に関する法律(省エネ法)」に基づく削減義務の達成を目指します。

(9) 景観づくり

- 土地使用のルール化を図り、良好な景観の形成・誘導を図ります。

【現況と課題】

- 本町における廃棄物処理については、「ごみの出し方・分け方」などの周知、パンフレットの全戸配布を行い、ごみの減量化、リサイクル化を推進してきました。また、環境美化活動については、毎年実施している町内一斉清掃や、各行政区による自主的な清掃活動、サーファー等による海岸清掃など、様々な取り組みが実施されております。しかし、町内至る場所へのごみのポイ捨ての他、近年、被災した沿岸部への建設資材等の不法投棄が増加していることから、環境美化意識の高揚及び不法投棄に対する対策が急務となっています。町民一人ひとりが環境への意識を高め、環境に配慮し行動することが重要であり、地域で力を合わせて環境美化に取り組む必要があります。
- これまで、循環型社会を目指すために、リサイクル運動や生ごみの処理に対する支援を行い、リサイクルに対する意識は徐々に向上したが、町民一人にかかる1日あたりのごみの排出量は依然として減少には至っておらず、引き続き、リサイクルや生ごみの資源化などの意識啓発が課題です。
- リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の3Rが推進されてきたが、リフューズ(いらないものを断る)やリペア(修理)のR型の運動の考えを新たに加え、より身近なところから、ごみの削減意識の向上を図る取り組みを推進することも大切です。そのほか、食品ロス削減や健康な身体づくりの視点から、生ごみの削減・処理の取り組みについても推進が必要です。

【施策の基本方向】

町民が協力してごみの発生抑制と再資源化に取り組むまちづくりを進めます。

(1) 環境衛生や美化活動の推進

- 美しいまちを次代へ引き継ぐため、町民一人ひとりが環境への意識や関心を高め、郷土を愛し、きれいな町をつくります。
- 町民や自治会、各種団体と協働し、清掃活動など環境美化活動に取り組みます。

(2) ごみの不法投棄の防止

- 町民及び関係機関と連携し、不法投棄の防止に努めるとともに、監視体制の強化に取り組みます。

(3) 3R+R型運動の促進

- 家庭や事業所におけるごみ(食品ロス含む)の削減を目指した取り組みを進めます。

-
- ごみの分別の徹底や、処理・処分体制、リサイクル体制の充実を図ります。
 - 広報・啓発活動等を通じ、町民や事業者の自主的な3R+R運動を促進し、ごみの減量化とごみを出さない生活様式及び社会・経済システムへの転換を推進します。
-

【現況と課題】

- 震災後、集団移転先となる新市街地が整備されるなど、多くの住民が住まいを移しました。その過程で、住民同士で、新市街地の土地利用や町並み、コミュニティ形成などを話し合う場面が数多く設けられ、町民一人ひとりのまちづくりに対する意識が高まっています。
- 震災を機に、互いを思いやり、支え合う町民の気風が再確認されました。後世へと受け継ぎ、コミュニティを維持するための意識を醸成することが大切です。
- コンパクトシティの形成に向け各種事業を展開していますが、町全体で、若者を中心とした人口減少が進行し、従来のコミュニティの維持が困難となっています。自立したコミュニティを維持し、持続可能な地域づくりを行うための支援が必要となっています。
- 協働のまちづくりに向けて、従来の行政区単位の活動のほか、住民活動の掘り起しと適切な支援・連携の方策を検討し、地域コミュニティ活動のための施設整備等を実施し、地域活動の一助となるよう支援してきました。また、被災行政区の集会所建設・備品整備・コミュニティ活動再構築事業などの補助を実施してきました。地域の課題解決に向け、地域活性化に対する意識改革や地域づくりの担い手となる人材の育成が必要です。
- 男女共同参画社会の推進に向け、機会を捉えて各種委員会等の委員への女性登用を呼びかけるなど、引き続き、まちづくりへの参画を積極的に取り組みます。

【施策の基本方向】

互いを支え合う町民の気風を大切にし、町民が行政との協力のもと平等に暮らせるまちづくりを進めます。

(1) 新たなまちの構造に応じた活動の維持

- 新市街地や既存市街地、田園地域・中山間地域におけるコミュニティを維持するために、各団体の諸活動の情報を共有し、融和を図るとともにコミュニティの重要性を再認識するための広報・啓発活動を行います。
- 各種行事等の地域活動における、ボランティア活動、研修会等への参加を促すとともに、地域の担い手の確保に努めます。

(2) コミュニティ活動の支援

- まちづくり協議会など、地域単位で活動する団体等の主体的な活動を支援するとともに、地域の自治会活動を一層自律的なものとするために相談体制の確保・充実を図ります。

(3) みんなが安心して暮らせる地域形成

- ・ 移住者が安心して地域に溶け込めるサポート、既存コミュニティと個別世帯と地域の融和のための取り組みへの支援を行い、地域住民が安心して暮らせる地域の形成を図ります。

(4) 住民参画の推進

- ・ 町民の主体的なまちづくり活動を支援し、若者や女性もまちづくりに参加しやすい体制を整備し、町民全体が地域づくり活動へ参画する機会を確保します。

(5) 広報・広聴活動の充実

- ・ 広報紙やホームページ等の内容充実を図り、町民にわかりやすい行政情報を積極的に提供します。あわせて町民との対話の機会を確保するなど、広聴活動に取り組みます。

(6) 男女共同参画の社会づくり

- ・ 男女共同参画の意識高揚を図るため、広報・啓発活動に努め、学校教育、生涯学習活動等を通じて、男女共同参画の社会づくりを目指します。また、町民の様々な悩みに応えるため、関係機関と連携しながら、相談・援護体制の充実を図ります。
- ・ 男女雇用機会均等法の遵守に向けた周知、職場における労働条件や環境の整備に向けた啓発等を行い、男女平等を目指します。
- ・ 子育て支援や在宅介護支援の充実等、女性が社会参加しやすい環境の整備を実施し、審議会等への女性の積極的な登用を図り、女性の社会参画を促します。
- ・ 性別や年齢、障がい等の偏見にとらわれず、すべての人が活躍できる意識の形成に努めます。

(7) 人権教育・啓発推進体制の充実

- ・ いじめや体罰、虐待といった子どもをめぐる人権問題の解決を目的とした「子ども人権110番」の普及・啓発に取り組みます。
- ・ 人権擁護活動推進のため、関係機関と連携を図りながら、人権擁護相談員の養成(人権教育)や、毎月実施している相談業務について、継続的に取り組みます。

【現況と課題】

- 財政分野では、健全財政を維持するため、各年度における財源を確認するとともに、過度な財政負担とならないよう、中期財政見通しを作成しました。これに基づき、財政調整基金残高のうち、町の裁量で自由に使えるお金（真水相当分）の推計、新たな行政需要や、今後予定している大玉事業等を最大限見込むことにより、より実態に即した推計になるよう、適宜見直しを行ってきました。
- 人事分野では、職員の人材育成を目的とした人事評価制度を導入するとともに、震災からの復興の進捗に合わせて組織体制の改編を行ってきました。
- 今後は、国の動向等も見据えながら、新たな総合計画をベースとした、中長期的な財政見通しを策定する必要があります。また、将来にわたり持続可能な財政運営を行うに当たっては、公共施設の維持管理をどうマネジメントするかが肝要となることから、公共施設等総合管理計画に基づく、長寿命化計画等の策定に積極的に取り組み、必要な財源を確保しつつ計画的に進める必要があります。
- 人事評価制度の定着や社会情勢の変化等に柔軟に対応できる組織体制の構築に加え、職員の心身の健康を保ち安心して働くことができる職場環境の整備が必要です。

【施策の基本方向】

行財政需要の適切な見通しの下、計画的な財政運営を進めます。

(1) 財政基盤の確保・強化

- 限られた財源を効率的・効果的に活用するため、財政支出の合理化を図ります。
- 将来の財源の適正な利用を目指し、町民の快適かつ効率的なコンパクトなまちづくりを推進します。
- 町税などの自主財源の適正な賦課・徴収に努め、受益者負担の原則に基づき使用料・手数料を必要に応じて見直しするとともに、ふるさと納税制度を活用した寄付を引き続き募集していきます。

(2) 財政運営の健全化

- 財政状況の分析を継続して実施し、事業効果や費用効果、重要性と緊急性等を総合的に勘案し、事業の重点化・選別化を図りながら、中期財政見通し等に基づく健全な財政運営に努めます。
- 公共施設等総合管理計画に基づく長寿命化計画等の策定に積極的に取り組み、公共施設のマネジメントを計画的に実施するとともに、町が所有する不要な財産を処分するなど、適正な財政運営に取り組みます。

(3) 行財政改革の推進

- 限られた人員や財源の中で、簡素で効率的・効果的な行政運営を目指すとともに、行政サービスの向上を図るため、事務事業の見直しや補助金等の見直し、行政事務の民間委託や指定管理者制度の活用を推進し、職員定員の適正化を図ります。

(4) 広域行政の推進

- 効率的な行政運営及び広域的な行政課題の解決に向け、県及び周辺自治体と連携し、広域行政を推進します。

(5) 職員の人材育成

- 人材育成を目的とした人事評価や職員研修を実施することで、時代の変化や住民ニーズに柔軟に対応できる職員を育成します。

(6) 職員が能力を発揮できる職場環境の整備

- 職員が心身の健康を保つための健康診断やストレスチェック等を継続して実施します。また、働き方を見直しながら、職員が能力を十分に発揮できるよう職場環境の整備を進めます。

(7) 組織体制の整備・充実

- 新たな行政課題に柔軟に対応できる組織機構の点検と見直しを進めるとともに、増大する事務事業には部署間の横断的な連携強化を図ります。

＜参考＞第6次山元町総合計画とSDGsについて

第6次山元町総合計画では、2015年に国連が開催した「国連持続可能な開発サミット」にて、今後の世界の国々が取り組むべき目標として、全会一致で採択された、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を取り入れており、基本計画に対し、以下のような目標を掲げています。

SDGs（持続可能な開発目標）とは？

国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする17の項目を設定したものです。

特徴①：経済・環境・産業や人権などの、世界で起こるあらゆる問題の解決を目指した幅広い分野の目標を掲げています。

特徴②：「誰一人取り残さない」をスローガンとし、先進国・途上国の絶対的・相対的問題の解決を目指し、政府・企業・NGOなど、全ての関係者が目標に取り組むことを重視しています。



→ すべての人たちのために、すべての人が取り組むべき目標として、山元町ではSDGsを参考とした、より良いまちづくりを目指します。

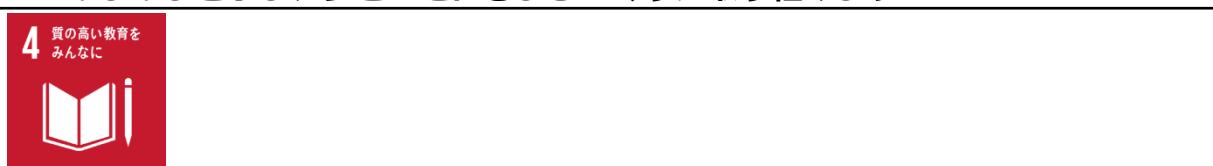
1 健やかなくらしを共に支えるまちづくりに取り組みます



2 地域の資源を生かした産業の振興と活力あふれるまちづくりに取り組みます



3 のびのびと学び、夢と志を育むまちづくりに取り組みます



4 快適な生活を支える、安全・安心なまちづくりに取り組みます



5 質の高い持続可能なまちづくりに取り組みます

